

ID: 788

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令（第26条第4項の準用）		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p>【基準】</p> <p>準用する法第26条第3項及び第4項の規定による。</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日